

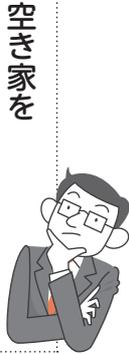
空き家は適正に 管理しましょう



▼空き家になる前や なったときはまず相談を

市内には約2,500戸の空き家があり、空き家となる原因には、所有者の死亡などにより住居を空けることが挙げられます。既に空き家になっている場合には、放置することなく適正に管理を続けるか、資産活用を行うことが必要です。

そのため、居住中または使用中から維持管理をしっかりとし、現状に合わせて登記を変更する、引き継ぐ人をあらかじめ決めておくなど、今できることを早めに行いましょう。

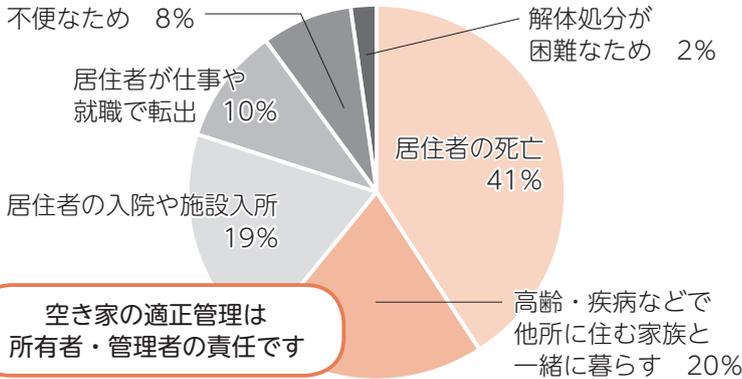


空き家を 放置する理由...

- 防犯・防災・衛生面など周辺に悪影響を及ぼす
- 歴史的・文化的な町並みや景観を壊す原因になる
- コミュニティの活性化が阻害される

▼空き家の発生原因

空き家所有者への意識調査では、空き家となった原因として「居住者の死亡」「高齢・疾病などで他所に住む家族と一緒に暮らす」「居住者の入院や施設入所」と回答した人が全体の8割を占めています。



空き家の適正管理は
所有者・管理者の責任です

▼空き家の定義・措置は 法律で定められています

「**空家等**」とは
人が住まなくなったり使用しなくなった建物

「**特定空家等**」とは

長い間放置され、建物の一部が倒壊したり、草木が生い茂るなど、近所に悪影響を及ぼす空家等

○そのまま放置すれば、倒壊など著しく危険となるおそれのある状態

○そのまま放置すれば、著しく衛生上有害となるおそれのある状態

○適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態

○その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

《措置の流れ》

「**空家等**」の場合

- ① 通報または相談
- ② 利活用通知
- ③ 資産活用（売却・賃貸など）

「**特定空家等**」の場合

- ① 通報または相談
- ② 調査
- ③ 立入調査

- ④ 助言・指導
 - ⑤ 催告
 - ⑥ 措置命令
 - ⑦ 行政代執行
- ※立入調査の妨害などを行った場合は、20万円以下の過料が科せられます。
- ※催告を行うと、固定資産税住宅特例が解除されます。
- ※措置命令に違反し、改善しない、または改善が不十分な場合は50万円以下の過料が科せられます。
- ※行政代執行にかかった費用は全額所有者へ請求します。

◎伊賀流

空き家バンク制度を ご利用ください

伊賀流空き家バンク制度は、空き家の売却や賃貸を希望する所有者と、空き家の購入や賃借を希望する利用者をつなぐ制度です。登録された空き家の情報や地域情報などは市ホームページで公開し、伊賀市へ移住を希望する人に紹介しています。

空き家バンク制度への登録の手続き方法など、詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】 市民生活課

TEL 22・9676 FAX 22・9641